

# 平成 22 年度 北海道女子ゴルフ協会道東部会研修会

開 催 日：平成 22 年 10 月 7 日（木）  
主 催：北海道女子ゴルフ協会道東部会  
会 場：釧路風林カントリークラブ

## 競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則  
ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカル・ルールを適用する。
2. 使用球の規格  
「公認球リストの条件・ゴルフ規則付 1(C)1b」を適用する。（ゴルフ規則 186 ページ参照）
3. 使用クラブの規格  
「適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 1(C)1a」を適用する。（ゴルフ規則 184 ページ参照）
4. スタート時間  
「ゴルフ規則付 1(C)2」を適用する。（ゴルフ規則 187 ページ参照）
5. ホールとホールの間での練習禁止  
競技者はプレーを終えたばかりのホールのグリーン上やその近くでの練習ストロークをしてはならない。これに違反して練習ストロークをした場合、競技者は次のホールで 2 罰打を加えなければならない。ただし、そのラウンドの最終ホールのときは競技者はそのホールで罰を受ける（ゴルフ規則 1(C)b 190 ページ参照）

## ロ ー カ ル ・ ル ー ル

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭または白線をもってその限界を標示する。
3. ウォーターハザードは黄杭、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭をもって区域の限界を標示する。
4. 排水溝は動かさない障害物とする。
5. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
6. コース内の樹木の巻物施設はコースと不可分の部分とする。
7. 固定スプリンクラーヘッドはすべて動かさない障害物であり、これらのものによる障害からの救済はゴルフ規則 24-2 により受けることができる。  
その他にも球がグリーンを外れてはいるがハザードでないところにある場合でそのような障害物（スプリンクラーヘッド）がグリーンから 2 クラブレンジス、球からも 2 クラブレンジスの範囲内にあり、しかも球とホールを結ぶプレーの線上に介在しているときは、競技者は次の救済を受けることができる。その球は拾い上げて、(a) ホールに近づかず、(b) そのような障害を避けられる、(c) ハザード内でもグリーン上でもない場所で、球のあった箇所にもっと近い所にドロップしなければならない。拾い上げた球は拭くことができる。  
このローカル・ルールの違反の罰は、2 打。
8. スルー・ザ・グリーン（砂地の場所を除く）で、自分のピッチマークに球がくい込んでいるときは、その球は罰なしに拾い上げて拭き、ホールに近づかず、球の止まっていた箇所にできるだけ近い所にドロップすることができる。ドロップの際その球はスルー・ザ・グリーンのコース上に直接落ちなければならない。  
例外：このローカル・ルールに記載の状態以外の状態による障害のためにストロークをすることが明らかに無理な場合競技者は、このローカル・ルールによる救済を受けてはならない。  
このローカル・ルールの違反の罰は、2 打。

## 注 意 事 項

1. 競技の条件またはローカル・ルールに追加または変更のある場合はクラブハウス内に掲示して告示する。
2. プレーは迅速にし、先行組との間隔を不当に空けないよう注意すること。プレーの不当な遅延についてはペナルティを課す（違反の場合は、競技失格とする）
3. 競技当日のスタートは特にコールは行わない。

競技委員長  
伊藤 鈴子